

5 納税後  
年以内の方へ

ご存じですか？  
納め過ぎた相続税は  
戻ってきます。

どうして相続税が戻ってくるの？

答えはとてもシンプル。

見直し後の相続税額が、実際の納税額よりも低くなったからです。

STEP 1

土地の評価を中心に、  
相続税の見直しを行う。

STEP 2

見直し後の相続税額が納税額より  
少ないことが判明。

STEP 3

国税通則法に則り、税務署に  
納め過ぎた相続税の還付を請求。※1



結果

納め過ぎた相続税が戻ってくる ※1

減額に至らなかった場合、費用は一切かかりません。  
納税額が適正なのか不安な方も、お気軽にご相談ください。

まずは、還付の可能性を知るために  
**無料診断**※2 を受けてみませんか？

※1 減額・還付があった場合、報酬が発生します。

※2 無料診断は弊社の協力会社であるフジ総合グループ(フジ総合鑑定/フジ相続税理士法人)が行います。

相鉄ホールディングス株式会社  
相鉄土地活用サービスセンター

〒241-0835 横浜市旭区柏町47番地1 相鉄南万騎が原第2ビル1階

通話料無料

とちかつよう

TEL:0120-010-724

(営業時間:午前10時~午後5時/定休日:土日祝日)

<http://www.sotetsu010724.com/>